

会 議 録

会議の名称	第3回結城市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和7年3月19日（水） 午後2時～午後2時40分
開催場所	結城市役所 大会議室1（4F）
出席者	委員 軽部会長（議長）、知久田副会長、岩上委員、竹澤委員、 小関委員（欠席）、鈴木委員、黒川委員、平委員、 藤田委員、谷田委員、清本委員、柴委員 事務局 河添部長、枝課長、吉羽補佐、市原係長
議 題	（1） 答申書(案)について
公開・ 非公開の別	公 開
傍聴人の数	1名
審 議 内 容	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ 結城市廃棄物減量等推進審議会の会長よりあいさつがあった。</p> <p>3 議題 （1） 答申書(案)について 事務局より、別紙の答申書(案)の内容について説明があり、満場一致で原案のとおり採択となった。 また、審議員から、指定ごみ袋やプラスチックの分別収集の実施に当たり、改めて次の要望があった。 ・市民の負担を出来るだけ軽減すること、 ・市民（外国籍含む）が分かりやすいパンフレット等の作成 ・ホームページへの掲載や自治会単位での説明会などの実施</p> <p>4 その他 事務局より、後日、答申書を市長に提出すること及び令和7年度のスケジュール等の説明があった。</p>
問合せ先 （事務局）	結城市役所 経済環境部 生活環境課 生活環境係 TEL 0296-34-0370（直通） FAX 0296-33-1941 e-mail seikatukankyou@city.yuki.lg.jp
そ の 他	添付書類 ・第3回審議会次第 ・答申書（案）

添付書類

第3回結城市廃棄物減量等推進審議会
次 第

日時：令和7年3月19日（水）

午後2時00分～

場所：結城市役所 大会議室1（4F）

- 1 開会
- 2 あいさつ 軽部会長
- 3 議題
（1）答申書(案)について
- 4 その他
- 5 閉会

令和7年3月 日

結城市長 小林 栄 様

結城市廃棄物減量等推進審議会
会長 軽 部 ○ ○

答 申 書 (案)

令和6年10月25日付け結城市諮問2号により諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

記

1 結 論

- (1) 結城市指定ごみ袋は導入すべき
- (2) プラスチック資源循環促進法に伴う対象製品の分別収集は、積極的に実施すべき

2 ごみ減量化を取り巻く状況

現在、地球規模で進行している海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への世界的な関心の高まりを受けて、廃棄物の適正処理、資源の適正利用と循環利用に向けて、より一層の取り組みが課題となっています。

これを受けて、国は、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」を施行し、循環型社会の実現に向けて動き出しており、地方自治体においても行動を起こすことが求められています。

結城市では、市民の協力のもと、ごみの適正処理及び3Rを推進するため、資源物として15品目の分別収集、有害ごみや小型家電の回収などに取り組んできたところですが、全国調査である一般廃棄物実態調査の結果から一つの指標となる「一般家庭から排出される1人1日当たりのごみ排出量」によると、茨城県は令和4年度において、47都道府県中45位、結城市は茨城県内44市町村中28位となっています。また、指定ごみ袋は県内39市町村が既に導入し、令和8年度には4市町が導入を決定しています。さらに一般家庭から排出される「可燃ごみ」や「不燃ごみ」は、分別が十分に徹底されているとはいえない状況があります。

本審議会では、これらの状況を踏まえ、市長から「市民、事業者、行政の協働による持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組むべき、さらなるごみ減量、資源化の具体的施策」として、諮問を受けた2つの事項について審議し、この答申を取りまとめました。

3 審議会の考え方

(1) 結城市指定ごみ袋の導入について

結城市のごみ袋は、透明又は半透明と指定してされていますが、レジ袋や白色系袋等の使用も見受けられ、排出時及び収集時において中身の確認が容易にできる状態とは言えず、収集作業上の安全性の確保も困難と言えます。

また、茨城県内の市町村の状況から、結城市指定ごみ袋の導入はもはや必然的といえる状況です。

本審議会では、これらの状況を総合的に判断し、結城市指定ごみ袋を導入すべきとの結論に至りました。しかしながら、昨今の相次ぐ物価上昇が生活に影響を及ぼしている状況を考慮し、結城市指定ごみ袋の導入による市民の負担増が最小限であるよう要望します。また、結城市指定ごみ袋の導入にあたって、次の点にも配慮願います。

- ① 結城市指定ごみ袋の導入は、「可燃ごみ」のみとすること。なお、「不燃ごみ」も、分別可能な資源物や危険な物の混入など、容易に確認できる透明袋に限定すること。
- ② ごみ袋のサイズに関しては、各世帯の構成等によりごみの発生量が異なるため、他の自治体の導入例を参考に、可燃ごみは、20ℓ、30ℓ、45ℓを基本とすること。また、不燃ごみは、10ℓ、20ℓを基本とすること。
- ③ 結城市指定ごみ袋の形状は、「取って付き」が好ましいが、通常のごみ袋と比較し、販売価格が割高になる場合には「取ってなし」も検討するなど、市民の負担増の軽減に努めること。

(2) プラスチック製品の分別収集について

結城市のごみを処理している筑西広域市町村圏事務組合(以下、「筑西広域」という。)環境センターの稼働限界は、今後15年から20年程度と見込まれています。その後は新たな処理施設が必要となり、その建設費用は数百億円にもなると考えられます。このような廃棄物処理施設の建設に国の制度を活用するには、「プラスチック資源循環促進法に対応した分別収集を行っていること」が必要です。また、プラスチック製品の分別収集はごみの減量化や処理施設の延命化にも有効であることなどを考慮し、プラスチック製品の分別収集は実施すべきとの結論に至りました。

なお、筑西広域を構成する結城市、筑西市、桜川市の3市全てが、令和8年度中にプラスチック製品の分別収集の導入を予定しているとのことで、市民の十分な理解と協力が不可欠であることから、市民に対する説明会の実施のほか、市報、ホームページ等を活用し、丁寧で分かりやすい説明をするよう求めます。

市は、本審議会の答申を真摯に受け止め、市民に対し十分な周知を行うとともに持続可能な循環型社会の形成に向け、今後の変化にも柔軟に対応し、必要に応じて既存の取り組みの見直しを行っていくなど、さらなる市の取り組みを期待します。